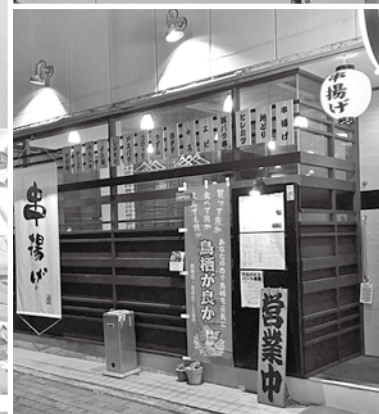


Link

2018.12



Contents 目次

- ザ・リーダー魂～Leader's Soul 1
鳥栖本通筋商店街振興組合
理事長 緒方 俊之氏
- 中央会CYBERニュース 4
- お知らせ「軽減税率制度の準備はお済みですか?」 5
- 中央会トピックス①組合士協会九州ブロック通常総会 6
- 中央会トピックス②第1回情報連絡委員会開催 7
- 佐賀中通信 2018.12 8
- ご存知ですか? 下請け法(違反事例紹介) 9
- 組合トピックス①伊万里駅通商店街振興組合 10
- 組合トピックス②佐賀県電気工事業(工)/佐賀県クリーニング(生衛) 11
- 景況NEWS 平成30年9～10月分 13
- これからの行事予定・編集雑記 16

No.230

中小企業団体中央会は、各都道府県に一つ設置された47の都道府県中央会と、中央に全国中央会があり、中小企業等協同組合法に基づき、中小企業組合の連携支援機関として設置されている団体で、組合等を会員として、国・県の助成金等により運営され、組合及び中小企業の健全な発展を図ることを目的としています。

佐賀県中小企業団体中央会の主な事業は次のとおりです。

1 支援事業

- 組合設立 中小企業の組織化に関する一切の支援
- 窓口相談 組合並びに組合員の運営・経理・労働・金融・税務・情報化等の相談
- 巡回相談 指導員の巡回による組合運営等の支援
- 労働相談 労働問題全般についての支援
- 個別専門指導 弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・各コンサルタント等の専門家による指導

2 金融の相談・あっせん

- 金融あっせん 商工中金をはじめ政府系金融機関等への事業資金の融資相談
- 共同施設設置相談 中小企業高度化資金の導入指導等
- 制度金融の相談 組合共同事業資金等の県の各制度資金等の相談

3 教育・情報提供事業

- 講習会・研修会の開催
- 情報の提供
- 教育器材の貸出
- 情報連絡員の設置

4 調査・研究事業

- 各種実態調査
- 研究会等の開催
- 各種委員会・懇談会の開催

5 組合助成事業

- 中小企業連携組織等支援事業
- 組合等の情報化対策事業
- 小企業者組織化指導事業……以上の事業の経費に対する助成

6 共済事業

- 中小企業倒産防止共済制度
- 特定退職金共済制度
- 総合保障共済制度
- 企業年金保険制度
- 所得補償制度
- 中小企業オーナーズプラン
- 中小企業PL保険制度
- 火災共済制度
- 自動車事故見舞金共済制度
- 個人情報漏えい賠償責任保険制度

7 青年部活動

- 中小企業青年経営者・後継者の資質の向上のための研修会の開催やそれに対する助成

8 建議・表彰・親睦・その他

- 中小企業対策の強化・推進のために国・県等に対する建議陳情
- 事業運営の優秀な組合及び功労役職員の表彰、国・県に対する表彰者の推薦

組合ホームページ探訪

佐賀県火災共済協同組合



アドレス：<https://www.sagakenkasai.org/>

佐賀県火災共済協同組合のホームページがリニューアルされました！すっきり見やすいメニューで、共済・保険の「困った」を解決できます。営利を目的としない共済制度ならではのお得な掛け金による商品などもありますので、商品によっては補償内容はあまり変わらずに経費を抑える事が出来るかもしれません。一度ホームページをチェックし、問合せされてみてはいかがでしょうか。

「地域活性化こそ組合活性化、地域一体で 事業活性化を目指す」

鳥栖本通筋商店街振興組合 理事長 緒方 俊之 氏
(串揚げアンテナ代表)

鳥栖本通筋商店街振興組合は、「商店街振興組合法」(小売・サービス業を行う地域の事業者や、小売サービス業以外の事業者・地域の一般住民なども加入し、街区の通りに面した店舗・住居等のファサード(外観)整備等を通じて「面としての街づくり」を行い、環境の整備改善を図る事を目的とする法律)に基づき法人化された組合であり、JR鳥栖駅から西に伸びる本町通りが組合地区となっています。

鳥栖は佐賀県内でも数少ない人口増加自治体であり、この傾向はこの先暫く続くと考えられています。その鳥栖を代表する商店街組織である鳥栖本通筋商店街の理事長が今回ご紹介する緒方理事長です。

様々な組合事業を取りまとめ、精力的に実行されている理事長に組合と街の展望についてお話を伺いました。

—本日はよろしくお願いいたします。まず組合についてお聞かせください。

緒方 鳥栖本通筋商店街振興組合は、鳥栖駅を挟み、プロサッカークラブJ1「サガン鳥栖」の本拠地であるベストアメニティスタジアムとちょうど反対側の通りを街区としています。現在39名で組織されています。つい先日まで40名だったのですが、最近1名脱退し現在の数となっています。業種構成として多いのは現在は飲食店ですが、眼鏡・時計店や菓子店など昔から商店街を代表する看板店としてご商売をされている方から金融機関まで幅広い業種を擁しています。設立は平成2年ですから、2年後には30周年となる商店街組合ですね。主な組合の事業はイベント事業と組合員のためにする研修会等の開催です。

まずイベント事業ですが、1月10日にエビス様に商売繁盛を祈願する「エビス祭り」を皮切りに、7月後半の土曜日に開催する「土曜夜市」、そして、本通筋商店街だけでなく、周辺の商店街組合等も加盟し組織された「鳥栖市商店街連合会」にて開催する「盆踊り」や「ハロウィン」、冬の時期にはイルミネーションの飾り付け等への全面協力と、商店街が主催したり、全面協力したりするイベント関連事



業に力を入れて取り組んでおります。

また、研修会に関しては経営に関するものからITまで、組合員の事業に必ず役立つテーマをその時々で考えて、年に数回実施しています。

—来街者の数等、街の様子はいかがですか。

緒方 サガン鳥栖がホームゲームを行った日などには組合員の飲食店はどこも満席となるなど、来街者のトータルとして数だけみると少なくはないですね。さきほど組合員が直近1名減となったと申しましたが、実はここで商売をしたいという希望者は多く、すぐに空き店舗が埋まる為に組合員数も40名前後で一定しているんですよ。廃業等によりシャッターを閉める店舗が出て、そこに新たに開業される方によってまたすぐにシャッターが開きますので、いわゆる「シャッター街」にならない商店街であることが鳥栖本通筋商店街の特徴の一つかもしれません。

—日本全国、他の地域の商店街等で一番の課題となっている点が大きな問題にならないのはすごい事ですね。

緒方 これは勿論、一つは佐賀で唯一の人口増加地域である県東部の鳥栖市という土地柄と、プロサッカーチームである「サガン鳥栖」という一流クラブチームの拠点の近傍であるという二点が非常に大きなプラスとなって初めて成立している事であり、どこにでも簡単に真似が出来るわけではないと承知し

ています。ただ、個店の商売やその集合体としての商店街は、こういった「地域そのものの力」によって大きな恩恵を得られるのは事実です。ですから、私が重要だと思うのは個別に商売している方も、また商店街も、自分達の事業が第一だとしても地域が一体となって地域全体を盛り上げていく事を考える必要があるのだという点です。

一地域が活性化していい雰囲気だからこそ、ひいてはその地域でご商売をなさっている皆様の事業も順調だという事ですね。

緒方 はい。そして、先ほどから言及していますが、私達と街にとってはプロサッカーチームのサガン鳥栖の存在がやはり大きいです。私達の街区は鳥栖の本拠地ベストアメニティスタジアムとは駅を挟んで反対側にあるのですが、それでもホームゲームのある日曜日の夜などは、食事やお酒を楽しみに、各店に入りきれないくらいのお客様に駅を越えて商店街の方に足を運んでいただいています。

したがって、これは正式にサガン鳥栖の運営会社と書面をかわして・・・というレベルではないのですが、私達も街を挙げてサガン鳥栖の応援をしましょうということで、各店舗にサガン鳥栖ポスターを掲示し、またサガン鳥栖の「フラッグ」(シンボル

マークの入った旗)を街中に掲げ、地元としての応援姿勢を前面に打ち出しています。

一サガン鳥栖にとっても地元からのしっかりとしたバックアップと応援は嬉しいですね。まさに地域一体となったWinWin戦略ですね。

緒方 繰り返しになりますが、地元でしっかりと商売をしていこうと思えば、やはり地域の活性化にまで思いを致さねばならないと思います。私達の地域はたまたまサガン鳥栖が活性化の起爆剤となりましたが、どこの地区にでもこれに代わる地域の「ここならではの」があるはずで。それを探し出してしっかりと活用していくことで、地域を活性化させるとともに、しっかりと地元で根差した事業が出来、地域に末永く愛される店舗、商店街になるのではないのでしょうか。中央会主催の会議など他の組合関係者との交流の場で、たまに「組合活動があまり活発ではない」という話を聞く事もあります。自分の事業が厳しい中ではなかなか組合活動にまで目を向けられない組合員が多いということですが、結局は鶏が先か卵が先かという話で、地域の活性化がなければ自店の商売の活性化もありえないわけです。そうした観点から「組合組織」をもっと活用していけば良いのじゃないでしょうかね。

一鳥栖本通筋商店街振興組合ではそれがしっかり出来ているという事ですね。これも理事長の指導力の賜物ですね。

緒方 指導力という言葉はちょっと大袈裟ですが、私達の組合は、役員が40代前半の私と世代の変わらない方が多くを占めており、先に述べましたイベント事業などいろいろな事業を積極的に推進していく事に関して異論や反対論は殆ど出ないのです。イベント事業など、これを行っている方々にはお解りとは思いますが、正直自分の商売をほっぽらかしにしてまでやらないといけない時も多い。イベントシーズン等は特に肉体的にもかなりきつい。それにも関わらず、組合員の皆さんは非常に積極的に協力していただけるのです。また、研修会にしても、時代の変化や時宜を捉えて自ら事業課題を見つけ出し、その事について勉強したいという自発的な意見も出ますので、私の力というよりは組合員全員の力で今の鳥栖本通筋商店街があるという事でしょうね。

一理事長と同年代の若い役員も多いということですが、大先輩に囲まれて委縮しがちな役員構成ではなく、自分の夢や思いや理想を素直に理事長に話せる



▲サッカーJ1「サガン鳥栖」のフラッグを街中に掲げて応援

ような環境が作られているという事ではないでしょうか。

緒方 意識した事はありませんが、私は自分の商売にしる組合活動にしる、「これが終わって一杯飲めば美味いだろうな」と思いながら、楽しい事を考えつつやりたいと思っていますので、そうした雰囲気皆さんに伝わっているとしたら有難いですね。加えて、組合員には若い事業者が多いという点も組合の活性化に繋がっていると思います。若いですから「将来こうやりたい」という明確な夢を持って事業をやっていますし、飲食店等商店街にとっては比較的新しい業態の経営者達のように「賃貸物件」で営業をしていると地域が元気か否かが自店の営業に大きくかかわってきますので、組合事業に積極的にならない方がおかしいとも言えますね（笑）

—なるほど、では、緒方理事長が理事長として組合を率いていく上での心構えはやはり。

緒方 ええ、「自分がまず楽しんでやること」です。仕事はイヤイヤやっても良い事は一つもありません。自分がまず率先して楽しんでやって見せるからこそ、自分もいい仕事が出来ます。また、それが周囲、企業で言えば従業員さん、組合で言えば組合員さんにも伝わって皆が楽しい気持ちになる。そうすると自然と我々がお迎えるお客さまにもいい雰囲気が伝わりますし、それがまた組合員や組合事務局職員にも返ってきて「皆が楽しくなれる」。こうした、私達商店街のお店と地域の住人の皆がWinそしてHappyな気持ちになる「良い循環」を商店街から作っていければよいなと思っています。

—緒方理事長の気持ちが伝わっているからこそその組合のまとまりなのですね。ところで、差し支えなければ理事長のプライベートもお聞かせください。ご趣味や感銘を受けた物・コトなどございましたら。

緒方 趣味ですか（笑）。う～ん、しいて言えば「お酒」ですかね。知り合いの店に行っては、情報交換とストレス発散を兼ねて、楽しく晩酌していますよ。感銘を受けたもの・・・と言っていていかどうか分かりませんが、最近、福嶋浩彦さんの『市民自治』という本を読みました。簡単に申しますと市民が主体的に地方の市政に関わって、市民（民間）の出来る事はまず民間が率先してやっていこう、行政はその補完組織とすべき、というような内容です。本書の内容は、私が思い、やっている事と合致する部分も多く、非常に勇気づけられた一冊です。

—最後に、理事長のお店についてお教えいただければと思います。また、改めて鳥栖本通筋商店街振興組合について一言頂戴出来ますでしょうか。

緒方 宣伝みたいで恐縮ですが（苦笑）、私の店は「串揚げアンテナ」です。看板の通り串揚げを中心とした居酒屋で、午後5時から開店しております。JR鳥栖駅からいらっしゃる場合、商店街と通りの右手側になります。サガン鳥栖のホームゲームの後など、機会がありましたら是非ご利用ください。

私は理事長を拝命してから2期目ですが、この間にも組合事業である「土曜夜市」の来街者は着実に増加しています。私達の活動が少しずつ浸透してきているのかなと思っています。鳥栖市自体が人口増加自治体で、大企業の支店があったり、流通の一大拠点となっていますので、当商店街のお客様も古くからの地元の方以外に、駅周辺のホテルに宿泊する長期出張の会社員の方など県外の方も多いです。また、鳥栖駅周辺整備事業が進んでおり、更なる活性化と発展が期待できると考えております。これからますます発展していくであろう鳥栖市の玄関口にある商店街として、「鳥栖の顔」となれるように、これからも様々な仕掛けを用意して皆様をお迎えしたいと思います。是非、鳥栖本通筋商店街振興組合をよろしくお願いします。



▲理事長のお店「串揚げアンテナ」

—本日はありがとうございました。

鳥栖本通筋商店街振興組合

所在地：鳥栖市本通町1丁目805番地2-2F
TEL：0942-83-3648
FAX：0942-84-2830
※事務局は週3日（月・水・金）営業です

(中央会は「中小企業のサイバーセキュリティ対策に関する相互協力協定」を締結しています)



佐賀県中小企業団体中央会は、平成29年2月13日に佐賀県、佐賀県警察、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀県地域産業支援センターと結んだ「中小企業のサイバーセキュリティ対策に関する相互協力協定」に基づき、サイバーセキュリティに関するセミナーの共催や情報提供・相談業務を行っています。



10月29日、佐賀市「グランデはがくれ」におきまして、上記「協定団体」共催にて、サイバーセキュリティ対策セミナーを開催しました。

主催者を代表し、本会内田会長が参加者に対して自動運転技術の社会実装など、IT社会のさらなる高度化がまさにリアルタイムで進行中であること、そうした背景でサイバーセキュリティがますます重要になるというお話を交え、挨拶をした後にセミナーが開始されました。

今回のセミナーでは前半／

後半の二部構成で計画され、前半が「皆さんのPC、乗っ取られるハズがないと思いませんか？～最新のセキュリティ脅威と対策セミナー」をテーマとした講演会形式での情報提供を行い、後半にはこれまでのサイバーセキュリティ対策セミナーにはなかった新たな試みとして、参加型のイベントとして事前の申し込みによって来場者を代表したチームがクイズ形式の設問に答え、正解を競う「セキュリティ対策コンテスト」を開催しました。前半の講話で日々手口が巧妙化・悪質化しているサイバー犯罪に関してその最新の手口や事例を学び、サイバーセキュリティに関する意識を高めたところで、参加型のテレビのクイズ番組のような「コンテスト」を実施。

コンテストに参加された方々からは、「思ったより難しかったが、強く印象に残って非常に勉強になった」「自社でもこの方式でサイバーセキュリティに関するセミナーを行いたい」などの意見が寄せられ、好評のうちに終了しました。

中央会会員組合の皆様！

インターネットが普及した時代、「このくらい大したことはない」と思った事象が重大なインシデントかもしれません。組合事務所のパソコンがおかしい？と思ったら遠慮なく担当指導員までご相談ください。また、担当指導員がわからない場合は0952-23-4598までお気軽にお問い合わせください。

最大
68% 割引
団体割引20%+「割引確認シート」回答で最大「60%」割引で

募集期間 2018年12月3日(月)～2019年1月31日(木)

全国中小企業団体中央会
**サイバーリスク・情報漏えい
総合補償プラン**

※お問い合わせは佐賀県中小企業団体中央会まで！

お知らせ 軽減税率制度の準備はお済みですか？

平成31年(2019年)10月1日から、消費税(地方消費税を含む)の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の「軽減税率制度」が実施されます。



POINT1 <軽減税率の対象品目はなんだろう？>

軽減税率(8%) 酒類・外食を除く飲食料品	標準税率(10%) 飲食料品以外の商品や酒類・外食



POINT2 <どんな準備が必要になるのかな？>

- ① レジの入替やシステムの改修が必要になる場合があります。
- ② 請求書等の記載内容の変更が必要になる場合があります。
- ③ 帳簿の区分経理、記載内容の変更が必要になります。



POINT3 <詳しい情報を知りたい！説明会に参加したい！>

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。



- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

軽減税率対策補助金について

軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際には、経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

平成30年度 九州中小企業組合士協会連合会通常総会及び合同研修会開催

去る10月12日（金）、中小企業組合をマネジメントする専門資格である「中小企業組合士」が組織する「中小企業組合士協会」の九州ブロック・通常総会が佐賀県にて開催されました。この総会は、九州各県の組合士協会が持ち回りで主催しており、今年は佐賀県中小企業組合士協会が担当県として各県の組合士協会を代表する中小企業組合士の方を佐賀県にお迎えしました。

総会では、平成29年度事業報告書・決算報告書、平成30年度の事業計画案・予算案が満場異議なく承認され可決されました。また、議事終了後、各県の組合士協会の活動に関してそれぞれ報告が行われ、各県とも今後の組合士協会の運営の参考とされていました。

また、本総会の開催に関連して、関連事業として10月11日、12日の両日に県内の先進事例等に関する視察事業が実施されました。



■1日目（10月11日）

総会に先立ち、前泊で佐賀入りされたメンバーは、チャーターバスで一路有田町へ向かいました。往路途中に武雄市にて、TSUTAYAが運営を受託した事で話題となった武雄市立図書館を見学。目的地の有田町では有田焼卸団地協同組合を訪問し、山本幸三理事長から同組合の先進的な取組について話をお聞きし、組合が運営する「アリタセラ」(旧「有田陶磁の里プラザ」)と、新規にアリタセラ内に開業したコンセプトホテル&レストランの「arita huis」(アリタハウス)等の店舗視察を行いました。



武雄市立図書館見学



有田焼卸団地（協）山本理事長からの組合概要説明



アリタセラ見学



アリタセラの店舗内見学（2016/）

■2日目（10月12日）

12日、通常総会終了後に、佐賀市城内の市村記念体育館まで移動、現在絶賛開催中の「肥前さが幕末維新博覧会」のメインパビリオンにて、幕末佐賀藩の歴史から、「人」こそが次代を切り拓く要である事を学び、組合制度の普及発展に心新たに今回の通常総会・研修会は無事に終了しました。



幕末維新博・メインパビリオン視察

平成30年度 第1回中小企業団体情報連絡員会議開催



去る10月26日（金）、組合ならびに業界の景況状況等に関する毎月の報告をいただくために、県内36組合の事務局代表者等に委嘱した「情報連絡員」の皆様にご参集いただき、佐賀市松原「佐嘉神社記念館」において、平成30年度第1回目の中小企業団体情報連絡員会議を開催いたしました。

第1回情報連絡員会議では、組合員への情報提供として、夏に実施した平成30年度中小企業労働事情実態調査の結果について担当の労働部山口から説明を行いました。

続いて、各連絡員の皆様から上半期の組合・業界の景況状況と、組合としての対応策

等についてご報告いただきました。報告では、「インバウンドにより業界全体ではマーケットが拡大しているが地方は厳しい状況」（菓子製造）、「海外の経済成長により原材料の高騰が続き、転嫁にも限界があり廃業も視野に入れた組合員が出てきている」（練り製品製造）、「ライフスタイルの変化で厳しい状況だが、他業種とコラボしたり海外展開で活路を見出したい」（製茶業）、「ペーパーレス化の進展等により、大きな企業と零細で格差が広がっている」（印刷業）、「全体的に売上は減少傾向だが、工夫により売り上げを伸ばしている組合員も。二極化が進んでいく可能性がある」（陶磁器卸）、「インバウンドによりお客は増えているが、人手が足りなくなってきた状況」（旅館・ホテル業）、「IoT、AI等の新しい技術が普及してくるとともに仕事は増える状況だが人材が足りず、人材が中央の大手に取られる状況」（情報サービス業）、「新幹線関係等、案件は多いが人手不足のため対応出来ない事もある。外国人材の活用も検討」（建設業）、「若い経営者の店舗の組合加入が進まない」（美容業）、「人材不足が深刻。青年部と協力し、職業訓練校や高校で新しい人材を開拓する事業を行っている」（電気工事業）、「人件費を上げる事が難しく雇用の維持が問題」（機械製品製造）等の報告がなされ、これら諸問題への対応策について参加者同士、また中央会事務局と活発な意見交換がなされました。

中小企業団体情報連絡員制度は、県内各業界からの生の声をそのまま全国中央や行政等に届けることで、国・県等の中小企業施策の強化の必要性に関する大きな根拠となるデータとして活用されています。また、年に2回開催している情報連絡員会議等の機会を捉え、異業種同士の情報交換等を行う事で、「新しい連携」のアイデアを生み出す母胎として活用していただく事も想定しております。情報連絡員の皆様におかれましては引き続き、本事業へのご協力をよろしくお願いいたします。

知的財産（特許や商標等）や経営に関してお悩みの 中小企業の皆さん！

知財総合支援窓口運営業務
（独）工業所有権情報・研修館事業

相談無料

ご相談は **INPIT 佐賀県知財総合支援窓口** へ！

※ご相談いただいた内容は守秘義務により保護されます。

窓口支援担当者が 相談に応じます。

- より専門的な課題については、様々な分野の専門家や関係機関と連携して支援します。
- 支援についての各種パンフレットもご用意しています。一度お問い合わせください。



知財専門家（弁護士・弁理士）が窓口で対応

実施日／弁護士：毎月第2・4火曜日
（原則）弁理士：毎週金曜日
時 間／13:00～16:00（事前の予約が必要です。）

訪問による支援

- 中小企業等からの要望がある場合
- 現場を確認する必要がある場合 など
（必要に応じて弁理士等の知財専門家も同行）

佐賀県が設立した中小企業への
様々な支援を行う機関です。



公益財団法人 **佐賀県地域産業支援センター** [知財支援室]

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114（佐大医学部入口交差点近く）
e-mail: chizai@mb.infosaga.or.jp

TEL:0952-30-8191 FAX:0952-30-8193

平成30年度青年部の集いin KUMAMOTO 開催!

去る10月25日(木)、熊本市において、青年部の集いが開催されました。
佐賀UBAからは、20名参加しました!!

◇14:30~16:30 熊本城復興見学ツアー



参加者は少人数のグループに分かれて、ボランティアガイドに従い、熊本城の被災・復興状況を視察しました。熊本城の復興には、費用も莫大で年月も約20年かかることや、安全に視察が行えるように配慮されてあることを勉強してきました。

◇18:00~20:00 青年部の集い



開会の後はすぐに「おもてなし武将隊」による演武があり、熊本の吉弘会長が挨拶をされた後、来賓の方から祝辞があり、九青中伊藤会長（大分UBA）の乾杯で懇親会はスタートしました。利酒大会では、石丸さん（（協）佐賀県鉄構工業会 青年部）、洲上さん（佐賀青果食品（協）青年部）、陣内さん（佐賀県電気工業（工）青年部会）のほろ酔い三人衆が参加されましたが、惜しくも全問正解ならず…しばしの歓談の後、盛会裏に終了いたしました。

ご参加いただきました佐賀UBAの皆様、誠にありがとうございました。



佐賀県中小企業青年中央会（佐賀UBA）

会 長 原田 守（佐賀県環境整備事業（協）青年部長、（株）エムズクリーンサービス専務取締役）
会員数 37名

佐賀県中小企業青年中央会（佐賀UBA）は、県内経済の次代を担う中小企業組合の青年経営者、若手後継者等の育成を主な目的として昭和51年に結成されました。現在、単なる後継者育成事業に留まらずに、互いに交流を深め意見を交換しながら、業種の垣根を超えたビジネスの創出、ビジネス・マッチングによる新しい経済活動の創出を目指し活動しています。本会の趣旨に賛同していただける未加入の組合青年部がございましたら、是非加入をご検討ください。お問い合わせは事務局0952-23-4598（中央会内）まで。

下請代金支払遅延等防止法（下請法）の違反行為事例

今回は、福岡県北九州市に本社を置く、株式会社小野建（以下「小野建」といいます。）が、下請法の規定に違反する行為を行っていたことが認められたことから、平成30年6月15日に、公正取引委員会が同社に対し勧告を行った事例を紹介いたします。

1 違反事実の概要

- (1) 小野建は、個人事業者や資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、建設業者等から請け負う鋼材及び建材の製造を委託しています（これらの事業者を以下「下請事業者」といいます。）。
- (2) 小野建は、平成27年8月から平成29年5月までの間、次のア又はイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていました。減額した金額は、下請事業者1、368名に対し、総額3641万4345円です。

ア 「割引利息」(注) を下請代金の額から差し引いていました。

イ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていました。

(注) 下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更等したことに伴い徴収した金銭のこと。

2 勧告の概要

前記2の行為が行われていたため、公正取引委員会は、小野建に対して、

- (1) 下請事業者に対し、前記1(2)の行為により減額した金額を速やかに支払うこと。
- (2) 次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと
- (3) 今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること等を勧告しました。

3 解説

下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）

下請法では、親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずることを下請代金の減額として禁止しており、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても下請法違反となります。

まず、一つめの違反行為は、小野建が、下請事業者に対する下請代金の支払方法について従来の支払方法である手形払をやめて、現金払に変更等したことに伴い、割引利息を徴収することとしたもので、これを下請代金の額から差し引いていたものです。

下請代金の支払方法として、手形払を採っている場合、親事業者が下請事業者の希望により一時的に現金で支払うことについて、公正取引委員会は、「下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に、親事業者の短期調達金利相当額を差し引いて下請代金を支払うこと」は、下請代金の減額に当たらないとの考え方を示しています。

しかし、小野建は、下請事業者の希望によらず、自社の手形払に係る経費の節減という親事業者の都合により支払方法を現金払に変更した上で、その後も毎月、恒常的に割引利息を差し引いていました。したがって、当該行為は、前述の「下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合」には該当せず、下請代金の減額として下請法違反となります。

つぎに、二つめの違反行為は、小野建は、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていたものです。公正取引委員会は、「発注前に、下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意があり、親事業者が金融機関に支払う実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うこと」は、下請代金の減額に当たらないとの考え方を示しています。しかし、小野建は、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていたことから、下請代金の減額として下請法違反となります。

■下請法の相談はこちらに

公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課

(電話 092-431-6032 <https://www.jftc.go.jp/>)

伊万里駅通商店街振興組合の 「スクールチャレンジ交流館」にお邪魔しました!

「スクールチャレンジ交流館」とは、伊万里市と有田町の8つの学校が、伊万里駅通商店街内の約20坪の空き店舗を活用し、各学校が入れ替わりで主体的に企画運営し、商品販売や作品展示などをする交流館です。

私が取材した11月10日(土)は、敬徳高校の生徒がエコノカー（環境に配慮した低燃費の自動車）試乗体験とチャリティバザーをされていました。駅前の広場でのエコノカー試乗体験では、道行く人が試乗を楽しんだり、どうやって作ったのか学校の先生や生徒に興味津々に話を聞かれたりしていました。チャリティバザーでは初めての接客ということで少し緊張しながら商品の販売をされていました。普段の静かな空き店舗も、店内に響き渡る高校生の笑い声で、商店街全体が明るく、周りの大人たちも笑顔いっぱいの和やかな雰囲気でした。

今年で7回目となる空き店舗活用。最初に始めるきっかけとなったのは、商店街活性化のための補助事業だったそうですが、その事業が終わってからも学校側から継続したいという話があり、今では毎年恒例のイベントとなっています。学校と商店街がタイアップし、学校は生徒たちに活動の場を設け、商店街は抽選会を開き、お店を利用されたお客様に抽選券を配り、多くの方に交流館へ足を運んでももらえるように取り組まれています。

このイベントを開始当初からご担当されている伊万里駅通商店街振興組合 販売促進部長 香月様にイベントを通じて生徒の皆さんに期待することは？と尋ねてみると「ぜひ地元伊万里に帰ってきてほしい。学校の先生たちとは、『自分たちの時は商店街の本屋さんで立ち読みしよったもんね～、買い物しよったもんね～』と思い出話をよくするけど、今の生徒さんたちはお店も少なくなって、商店街での思い出がなくなってしまっている。このイベントをやったことで商店街での関わりを持ってもらい、記憶に残してもらいたい」とお話ししてくださいました。実際に敬徳高校の生徒に聞いてみると、学校から商店街までは徒歩10分と近いものの普段はなかなか商店街を訪れる機会はないとのこと。このイベントをきっかけに商店街に親しみを覚えてもらい、これからも賑やかで魅力ある商店街であってほしいと思います。そのために中央会職員としてどのような支援ができるのか考えさせられる1日ともなりました。取材にご協力いただいた敬徳高校の皆様、組合の香月様、ありがとうございました。

イベントは来年1月まで開催され、各学校の特色ある多彩な企画が楽しめます。皆様もぜひ足を運んでみてください。

※今後の予定：伊万里中学校12/8～9・伊万里農林高校12/20～23・伊万里高校12/23～1/8・1/9～11
伊万里看護学校（お問い合わせ先は伊万里駅通商店街振興組合 TEL：0955-23-5166）



▲取材担当の豆田もエコノカーの試乗をさせていただきました!地面に近く、スピード感があります。高校生が作ったとは思えないほどの完成度で驚きました!



▲「スクールチャレンジ交流館」外観



▲チャリティバザーの様子

笑顔で接客されていて、お客さんも楽しそうです。壁の飾りも生徒さんの手作りです。

「IoT／事業承継・相続対策に関する研修会開催」 (佐賀県電気工事業工業組合)

10月24日(水)、佐賀県電気工事業工業組合では組合員を対象に、(1)IoT、(2)事業承継・相続対策をテーマに研修会を開催されました。

テーマ(1)のIoTに関しては、これからの家電はIoTに対応し、住宅そのものがスマートハウス主流となってくるとの予測の下、組合員がIT／IoTに関する基礎的な知識等を得ることで、もはや始まりつつあるソサエティ5.0を下支えし、社会に無くてはならない電気工事業者となる事を目的に開催されました。また(2)事業承継・相続対策は、経営者の世代交代が目前に迫った組合員企業において、より有利な事業承継対策等について学ぶことで、事業承継に向けしっかりと準備をしつつスムーズな承継が行えるよう、開催されました。



「経営研修会開催」 (佐賀県クリーニング生活衛生同業組合)

11月18日(日)、佐賀県クリーニング生活衛生同業組合の組合員向け研修会が開催されました。クリーニング組合は歴史ある組合で、組合員も長年クリーニング業の現場にて一心に自店運営されてきた方が多く、ここで改めて、経営に関する基礎的な情報、特に今回は税務に関するあれこれを確認、それを以って組合員各社の自社事業の見直しに資する事が出来るよう開催されました。

これまで税理士さんに税務申告を相談していたが、事業規模の変化に伴い自分で申告を行う事になった組合員さんもあり、また消費税増税を前に時宜に適った研修会となりました。



企業の人事担当者の皆様へ

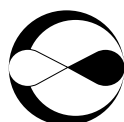
当センターでは

**人材の確保・従業員の再就職を
支援しています。**

事業の拡大・欠員補充等による
人員確保を行いたいとき

事業の整理・縮小等に伴い、
人員削減せざるを得ないとき

そんなとき、お気軽にご相談ください



安心と信頼のネットワーク

公益財団法人

産業雇用安定センター佐賀事務所

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル10階

TEL0952-22-7163 FAX0952-27-9163

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

景況NEWS

平成30年9～10月分

佐賀県内中小企業36業界の景況

中央会では、県内36業界より情報連絡員を委嘱し、毎月その業界の景況等についてご報告を頂いております。

ご報告いただいた平成30年9～10月分の景況は下記の傾向を示しています。

なお、全国中央会が取りまとめている全国の調査結果をご希望の方は本会までご連絡下さい。
全国中央会ホームページ (<https://www.chuokai.or.jp/keizai.aspx>) からご覧いただけます。

9月、10月の傾向

(調査票取りまとめ：平成30年11月13日 情報連絡員総数36名：9月回答数31名：回答率86.1%、10月回答数24名：回答率66.7%)

今期(9-10月期)の景況調査結果について<前月比>DI(全業種)をみると、主要指標の「売上高」は、9月時調査では9.7、10月時調査では12.5と大きな改善が見られた。「収益状況」に関しては、9月時調査結果はマイナス12.9で前期と比較して若干の改善、さらに10月時調査結果ではマイナス8.3と更に改善となった。「業界の景況」については、9月時調査はマイナス16.1でこちらも前月と比較して改善の動き、10月時調査ではマイナス8.3と更なる改善となった。

一方<前年同月比>DI(全業種)をみると、「売上高」については、9月時調査はマイナス25.8と、前期(8月)と比較して大幅に悪化した。10月時調査結果ではマイナス4.2と若干改善がみられた。「収益状況」については、9月時調査結果はマイナス32.2、10月時調査結果もマイナス25.0であったが、動きとしては少しずつ改善している。「業界の景況」についてみると、9月時調査ではマイナス25.8、10月時調査ではマイナス16.7となり、「収益状況」同様に改善傾向の動きとなった。

(グラフ参照)

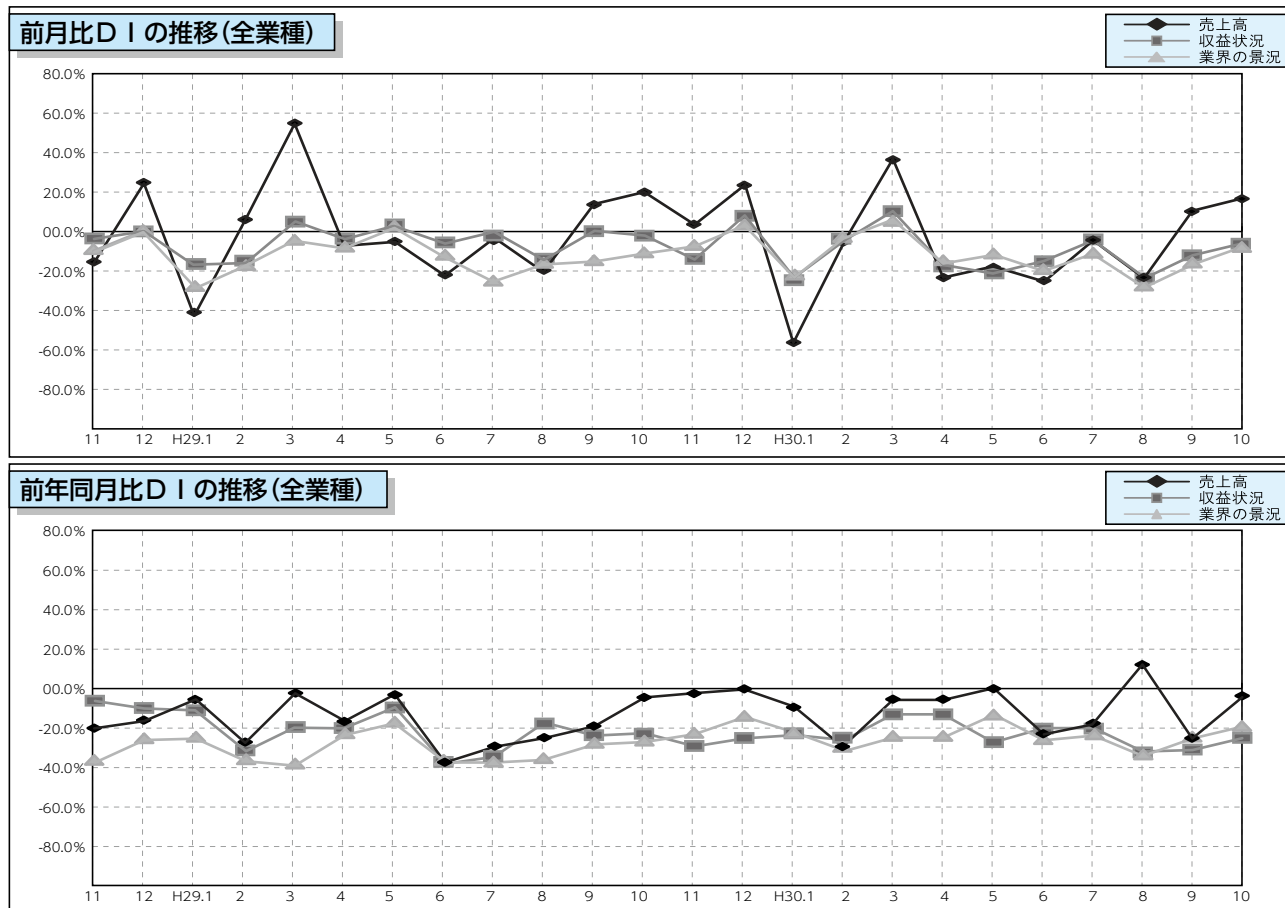
●DI[景気動向指数]値(全業種)

上段が9月分、下段が10月分

	前 月 比					前 年 同 月 比				
	↗	→	↘	DI	評価	↗	→	↘	DI	評価
売上高 [DI]=[増加]-[減少]	38.7%	32.3%	29.0%	9.7%	☹	19.4%	35.4%	45.2%	-25.8%	☹
	33.3%	45.9%	20.8%	12.5%	😊	25.0%	45.8%	29.2%	-4.2%	😊
在庫数量 [DI]=[減少]-[増加]	4.5%	81.9%	13.6%	9.1%	😊	9.1%	72.7%	18.2%	9.1%	😊
	6.3%	81.2%	12.5%	6.2%	😊	12.5%	81.2%	6.3%	-6.2%	😊
販売価格 [DI]=[上昇]-[低下]	0.0%	93.5%	6.5%	-6.5%	😊	16.1%	74.2%	9.7%	6.4%	😊
	8.3%	83.4%	8.3%	0.0%	😊	20.8%	66.7%	12.5%	8.3%	😊
取引条件 [DI]=[好転]-[悪化]	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	😊	0.0%	83.9%	16.1%	-16.1%	☹
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	😊	0.0%	87.5%	12.5%	-12.5%	☹
収益状況 [DI]=[好転]-[悪化]	9.7%	67.7%	22.6%	-12.9%	☹	6.5%	54.8%	38.7%	-32.2%	☹
	4.2%	83.3%	12.5%	-8.3%	😊	4.2%	66.6%	29.2%	-25.0%	☹
資金繰り [DI]=[好転]-[悪化]	3.2%	90.3%	6.5%	-3.3%	😊	0.0%	71.0%	29.0%	-29.0%	☹
	4.2%	95.8%	0.0%	4.2%	😊	0.0%	79.2%	20.8%	-20.8%	☹
設備操業度 [DI]=[上昇]-[低下]	0.0%	83.3%	16.7%	-16.7%	☹	0.0%	50.0%	50.0%	-50.0%	☹
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	😊	0.0%	80.0%	20.0%	-20.0%	☹
雇用人員 [DI]=[増加]-[減少]	3.2%	96.8%	0.0%	3.2%	😊	3.2%	80.7%	16.1%	-12.9%	☹
	4.2%	95.8%	0.0%	4.2%	😊	4.2%	83.3%	12.5%	-8.3%	😊
業界の景況 [DI]=[好転]-[悪化]	6.5%	70.9%	22.6%	-16.1%	☹	9.7%	54.8%	35.5%	-25.8%	☹
	0.0%	91.7%	8.3%	-8.3%	😊	8.3%	66.7%	25.0%	-16.7%	☹

😊=良い (DI>30%)、😊=やや良い (30%≥DI>10%)、😊=変わらない (10%≥DI>-10%)
☹=やや悪い (-10%≥DI>-30%)、☹=悪い (DI≤-30%)

●DI（景気動向指数）値の推移



< 業 界 通 信 >

■佐賀県菓子工業組合 理事長 中原正博 氏

菓子の需要期に入り、天候、気温など穏やかな気候が戻ってきたが、菓子の需要は例年より弱かった。売り上げは事業所に温度差があるが、前年同月より全体的には減少している。原材料関係や物流費、人件費など全体的なコストは上昇している。

■佐賀県紙業振興協同組合 事務局 松尾雄一郎 氏

昨年秋の段ボール原紙値上げに続き、白板紙と更なる段ボール原紙値上げの表明で、収益状況の悪化は必至。価格転嫁を行うにもユーザーの理解が必要となる。

■肥前陶磁器商工協同組合 専務理事 藤 雅友 氏

前月比、113.2%、前年比89.92%。需要期でモノが動いてほしい時期ではあるが、まだ自然災害の影響からか節約志向の流れもあり数字の動きとしては依然として鈍い。しかし、先月からの得

意分野を活かしたモノづくりで動きがみられるとこも出てきているので今後に期待したい。

■佐賀青果食品協同組合 理事長 岩永敏機 氏

台風24号による塩害等の被害で、キャベツ、人参、大根、白菜、ほうれん草、レタス、ナス、トマト等が生育不良となり品薄となって、例年よりも2～3割高かった。中国産の松茸は10月上旬は安かったが下旬は高くなった。ぶどう、栗の入荷がほぼ終わり、りんごも台風の影響で上場数は少なく高値だったが、下旬には落ち着いてきた。この状況なのでまだまだ仕入が十分ではなく、青果業界は前月同様苦しい営業を強いられた。

■佐賀県石油商業組合 専務理事 光武 繁 氏

レギュラーガソリンの販売価格が160円/ℓを超えたのは平成26年11月以来約4年ぶり。高価格になり節約し、販売量が落ち込んでいる。

■唐人町商店街振興組合 理事 城島正樹 氏

ライトファンタジーが始まり歩いてイルミネー

ションを見る人は増えているが、日中の客足は通常通りであった。組合員が何軒か移転や廃業などで減っているため、新しくできた店舗などへの声掛けを行っている。相変わらず夜のみ営業の飲食店が増えてきているので、日中の賑わいをつくる工夫が必要である。

■佐賀県自動車整備商工組合 専務理事 保利昌宏 氏

九州沖縄地区の登録自動車と軽自動車を合わせた平成30年度上半期（4～9月）の新車販売台数は、前年同月比0.8%増の29万7029台となり、2年連続で増加した。登録車、軽自動車ともに伸長した。県別では、福岡、大分、宮崎、沖縄の4県がプラスだったが、残り4県はマイナスとなっている。

登録自動車は、前年同期比0.1%増の16万7024台となり、4年連続で増加した。

軽自動車は、前年同期比1.6%増の13万5台となり、2年ぶりに増加に転じた。

なお、佐賀県では、登録自動車が前年同期比4.0%減の8342台、軽自動車は、前年同期比1.8%増の8941台となっている。

■唐津市旅館協同組合 理事長 松下隆義 氏

組合員が一人加入されました。ホテル「リベール」です。第一観光ホテルの系列店です。唐津くちの経済効果で宿泊数も少し増えました。

■佐賀県ソフトウェア協同組合 事務局長 原田博充 氏

全国的に人手不足の影響から、生産性向上や働き方改革等への対応として、AI（人工知能）・IoT（モノとインターネット）やRPA（業務自動化ソフト）の導入を検討する企業も多くなっている。その為、企業のIT予算は増加傾向にある。

ニーズを的確に捉え、変化への敏感な対応をしていく為の継続的な取り組みが必要。

人材的には不足気味で、外部（請負・派遣）へ依存すること多い。

人件費増加・外注単価の増加等による収益への影響は懸念されるところ。

組合員数1社増加。働き方改革対応（RPA）等での需要が多く、組合加入しての活動となった。

■佐賀県建設工業協同組合 常務理事 川副健治 氏

平成30年10月の公共事業は、前年同月比で

は件数は24.4%の減、前月比で11.2%の減、請負額においては前年同月比13.9%の減、前月比15.3%の減となっている。

平成30年9月の住宅着工は、戸数では前年同月比は24.0%の増、前月比で32.3%の増、請負額では前年同月比は11.1%の増、前月比で0.6%の増となっている。

■協同組合佐賀県鉄構工業会 事務局長 大坪一徳 氏

業況：手持ち工事は2ヶ月～7ヶ月、工場稼働率は90%～100%と、先月と変わらず高水準が続いている。年度内は今の状況が継続する模様。

動向：年内または年度末まで繁忙な状況であるが、鋼材、資材（ボルト）の入荷が長期になるため、新規物件の受注に影響が出ている。

問題点：鋼材、資材の供給不足が継続している。不足が解消する時期は分からないとメーカーが回答している。

■佐賀県貨物自動車事業協同組合 専務理事 大江孝文 氏

- (1) 荷動きは、前年同様の動きで大きく変わることはなかった。
- (2) ここ数ヶ月、軽油価格は上昇傾向が続いており、またオイルやその他関連商品も値上り傾向にある。
- (3) コスト増加の部分を価格に転嫁できない状況であり、収益面は厳しい。
- (4) 人手は、殆どの所で不足状態が続いている。

これからの行事・イベント

組合等

◎伊万里駅通商店街振興組合「スクールチャレンジ交流館」(詳細は10ページ)

日時：・12月8・9日(伊万里中学校) ・12月20～22日(伊万里農林高校)
・12月23日～2019年1月8日(伊万里高校) ・12月9～11日(伊万里看護学校)

場所：伊万里駅通り商店街

お問合せ：伊万里駅通商店街振興組合 TEL：0955-23-5166

概要：商店街の賑わい創出と市内及び市近郊の高校生、中学生等の創業・就業体験・交流の場を提供するため、商店街の空き店舗を活用した「スクールチャレンジ交流館」が開設されています。

◎特別展「肥前さが幕末維新の「志」一北へ南へ、佐賀人が道を拓いた―」

日時：～2019年1月14日(月) 9：30～18：00

場所：佐賀城本丸歴史館

お問合せ：佐賀城本丸歴史館 TEL：0952-41-7550

概要：北海道開拓や沖縄の行政等で活躍した島義勇と11代齋藤用之助の事績を主に紹介し、彼らの偉業が基になった現在の交流についても紹介します。

◎2018サガ・ライトファンタジー

日時：～2019年1月14日(月) 18：00頃～22：00頃

場所：佐賀市中央大通り(シンボルロード)

お問合せ：サガ・ライトファンタジー実行委員会事務局(佐賀市商業振興課内) TEL：0952-40-7104

概要：80万球のLED電球を使用したスポット電飾、店舗電飾、市民電飾などのイルミネーションは、佐賀市シンボルロードを美しく幻想的にライトアップします。

中央会

◎平成31年新春展示会・中央会ブース出展

日時：2019年1月10日(木)・11日(金)

場所：有田町 炎の博記念堂

お問合せ：中央会 TEL：0952-23-4598

概要：平成31年の有田焼・新春展示会・会場に中央会PRブースを出展いたします。中央会事業等をご紹介いたしますので、是非お立ち寄りください。

利用料無料!! 使わなきゃソン!

組合や組合員企業で行うイベントや行事など、県一円に広く告知したいものがありましたら中央会・労働部・外田までご一報ください!

編集雑記

日ごとに寒くなり、今年もいよいよあと1ヶ月となりました。毎年言っていますが、本当にあっという間の1年です。

さて、今回の担当ページでは、伊万里駅通商店街のスクールチャレンジ交流館をご紹介しました。当日は天気も良く、高校生がいることで商店街の雰囲気がさらに明るくなったように感じました。早く社会人になりたいと話してくれる高校生が初々しくて微笑ましかったです。取材の次の週にはプライベートで伊万里湾の花火大会に行きました。寒い冬に花火を見たことがほとんどなかったのですが、空気が澄んでいてとても綺麗でした。クライマックスの東京ドーム約3個分の大きさという3尺玉は、本当に圧倒的な大きさで、ひときわ大きな歓声で盛り上がりしました。また来年も行きたいです。

最近はいくつなところで平成最後の～と聞きます。平成最後の年末! 来年もすっきりと迎えられるように大掃除、断捨離頑張ろうと思います。(E.M)

COMMUNICATION NETWORK FOR MEMBERS

組合活性化情報誌 **Link** リンク NO.230

平成30年11月30日発行



佐賀県中小企業団体中央会

〒840-0826 佐賀市白山2丁目1番12号
佐賀商工ビル6階

TEL.0952-23-4598 FAX.0952-29-6580

URL <http://www.aile.or.jp> E-mail staff@aile.or.jp

県共済の各種プラン

営利でなく、相互の助け合いを目的に。

自動車総合共済 MAP

Mutual Automobile Policy

シンプルで
わかり易く
納得の
共済掛金

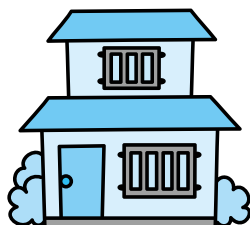
企業の経費節減、個人の家計費の軽減にお役にたつ共済事業
今、注目されています。



企業の経営者、従業員、ご家族の皆様にお役に立ちます。

建物等の災害には

- 火災共済
- 休業補償共済

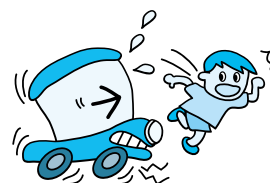


ケガや病気には

- 生命傷害共済
- 医療総合保障共済
- 傷害総合保障共済
- 所得補償共済
- 労働災害補償共済

車の事故には

- 自動車総合共済
- 自動車事故費用共済



お問合せ・お申し込みは 佐賀県中小企業団体中央会

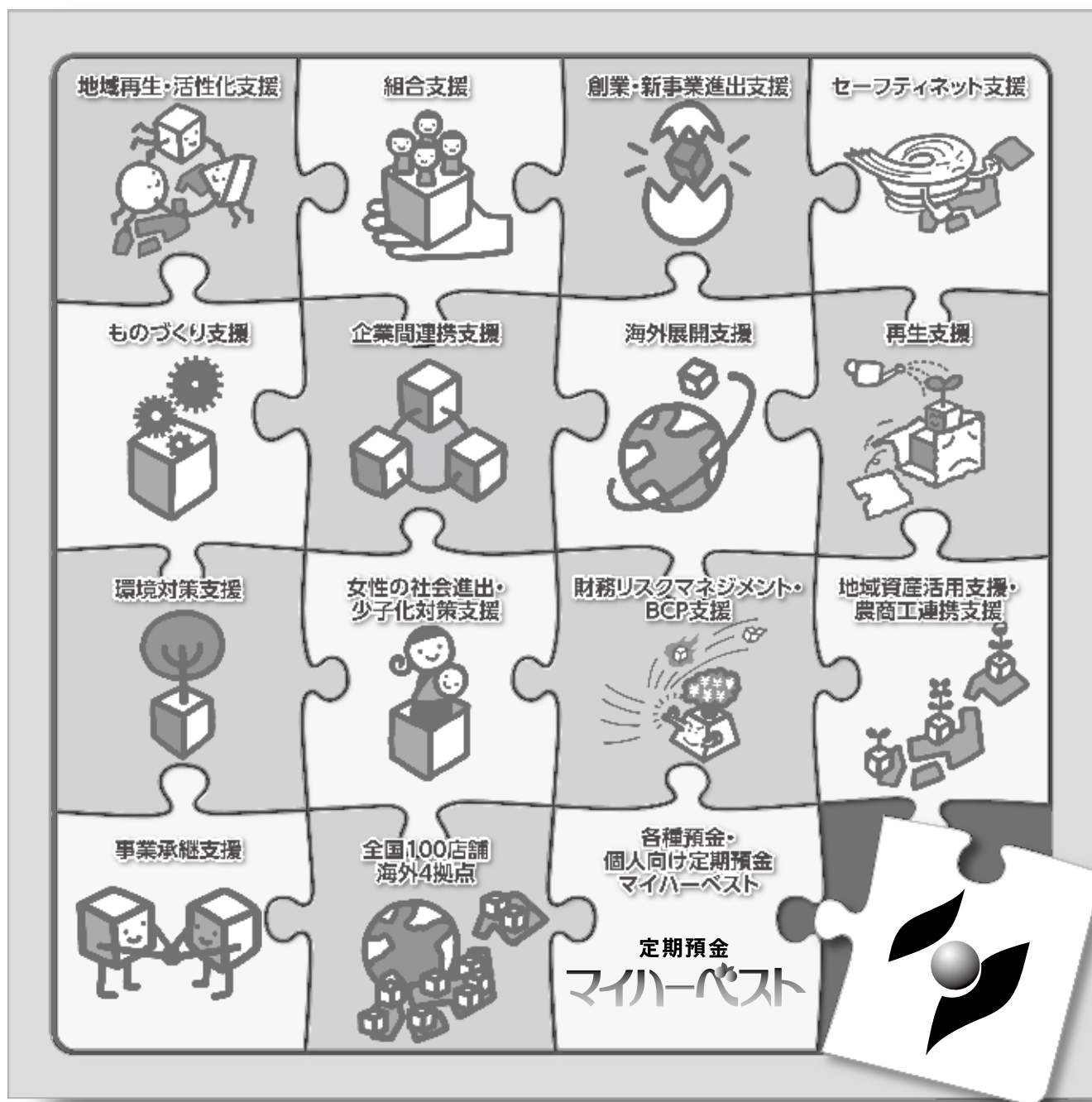


〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号

佐賀県火災共済協同組合

TEL0952-24-6984 FAX0952-24-6907

商工中金は、幅広いサービスで 中小企業と地域の未来を支えます。



商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。
お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。

佐賀支店 0952(23)8121

〒840-0801 佐賀市駅前中央1-6-23



人を思う。未来を思う。

商工中金